

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定
都市計画八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1.5ha				
配置及び規模 公共施設の	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		区画道路	特別区道 中京第 432 号線	幅員 3.0m [3.0m] 延長 約 30m		既設（再整備）
			特別区道 中京第 433 号線	幅員 5.5m ～ 7.0m [11.0m～12.5m] 延長 約 90m		拡幅
			特別区道 中京第 533 号線	幅員 8.0m [8.0m] 延長 約 30m		既設（再整備）
			特別区道 中京第 537 号線	幅員 7.5m [15.0m] 延長 約 115m		既設（再整備）
	広場		広場	約 40 m ²		新設
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	A-1	約 11,100 m ²	約 287,100 m ² [約 226,500 m ²]	事務所、店舗、宿泊施設、教育施設、 バスターミナル等	高層部 245m 低層部 50m	建築物の高さは T.P. +4.0mからとする。
	A-2	約 750 m ²	約 6,500 m ² [約 4,200 m ²]	事務所、店舗等	低層部 50m	
整備 建築敷地の	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	A-1	約 12,450 m ²	・ 地上部は、敷地内に歩道状空地及び貫通通路を設け、快適な歩行者空間を確保する。 ・ 地下部は、東京駅とバスターミナルを直結させることで東京駅の交通結節機能の強化に寄与するとともに、屋内広場及び東京駅から京橋方面への安全で安心な歩行者ネットワークを形成する。			
	A-2	約 1,050 m ²				
参 考		都市再生特別地区及び日本橋・東京駅前地区地区計画区域内にあり				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図り、国際都市東京の玄関口として高次な機能集積と都市基盤の強化を実現するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 位置図



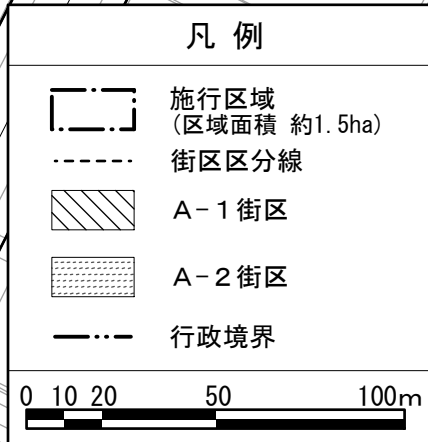
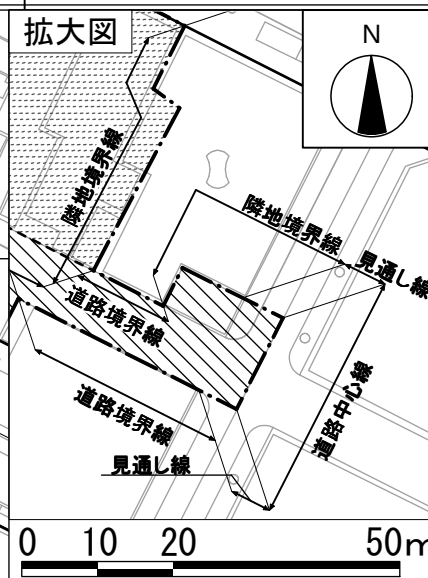
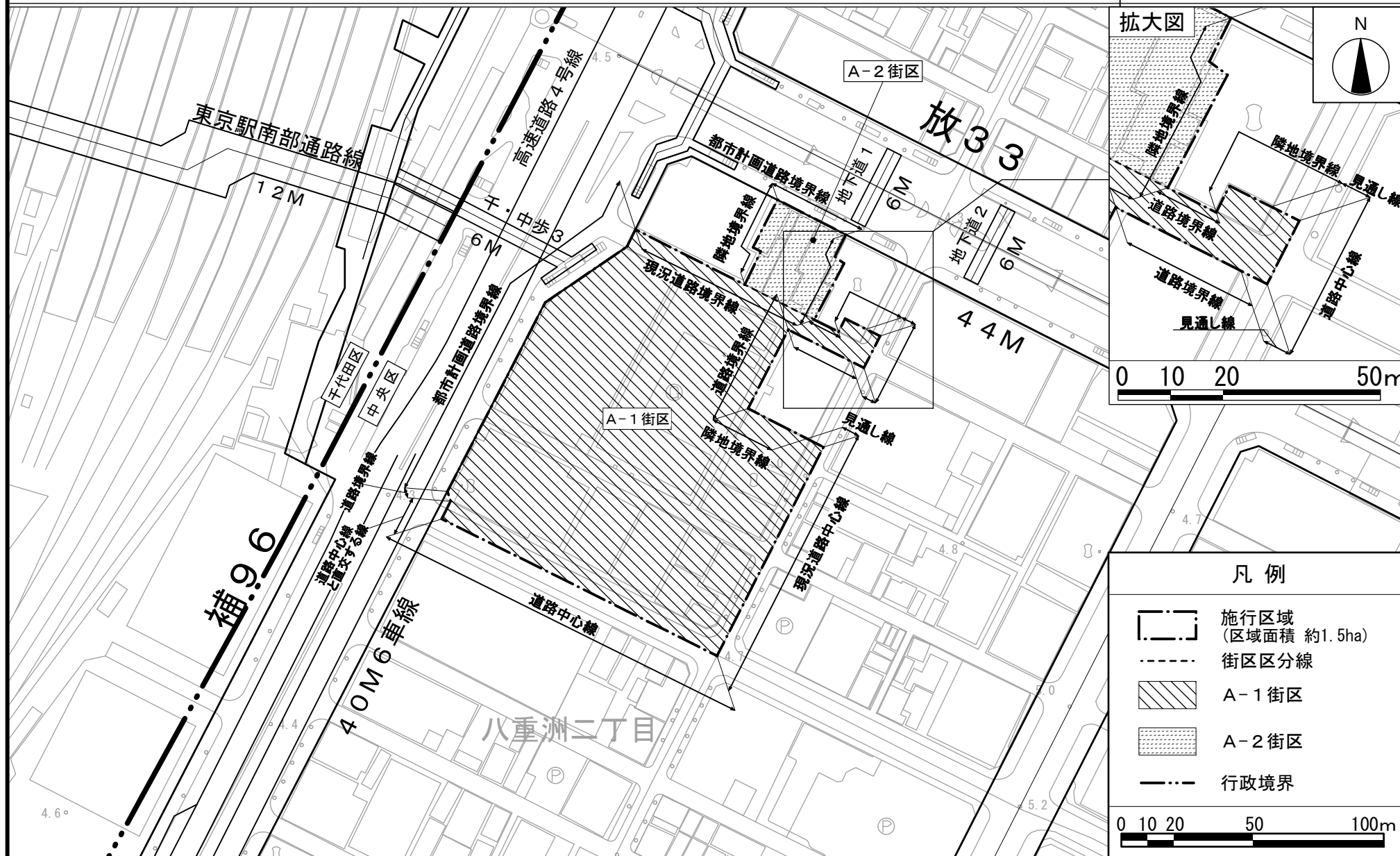
無断複写を禁ずる。
(承認番号)26都市基交測第246号・26都市基交測第294号
(利用許諾番号)MMT 利許第083号-32・MMT 利許第083号-38

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号)26都市基街測第2221号、平成27年1月26日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(施行区域図)

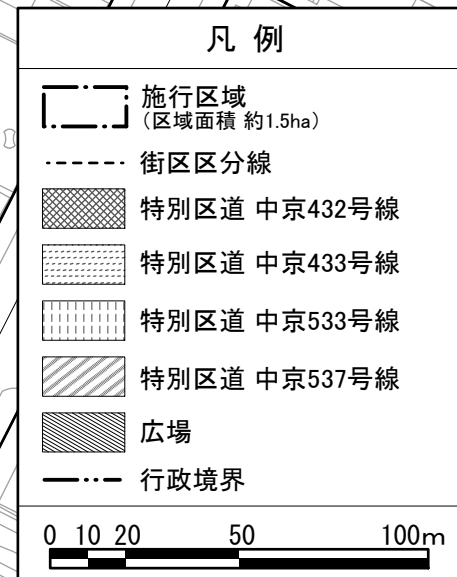
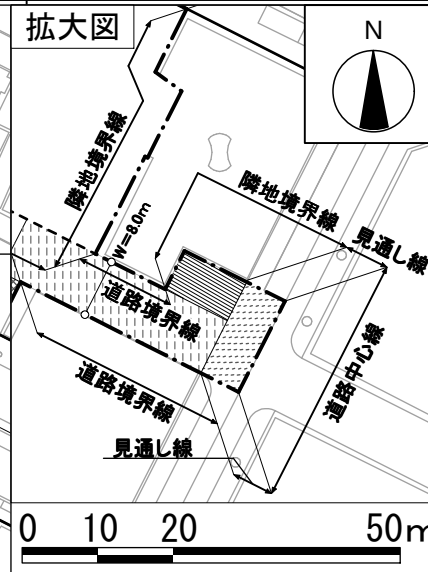
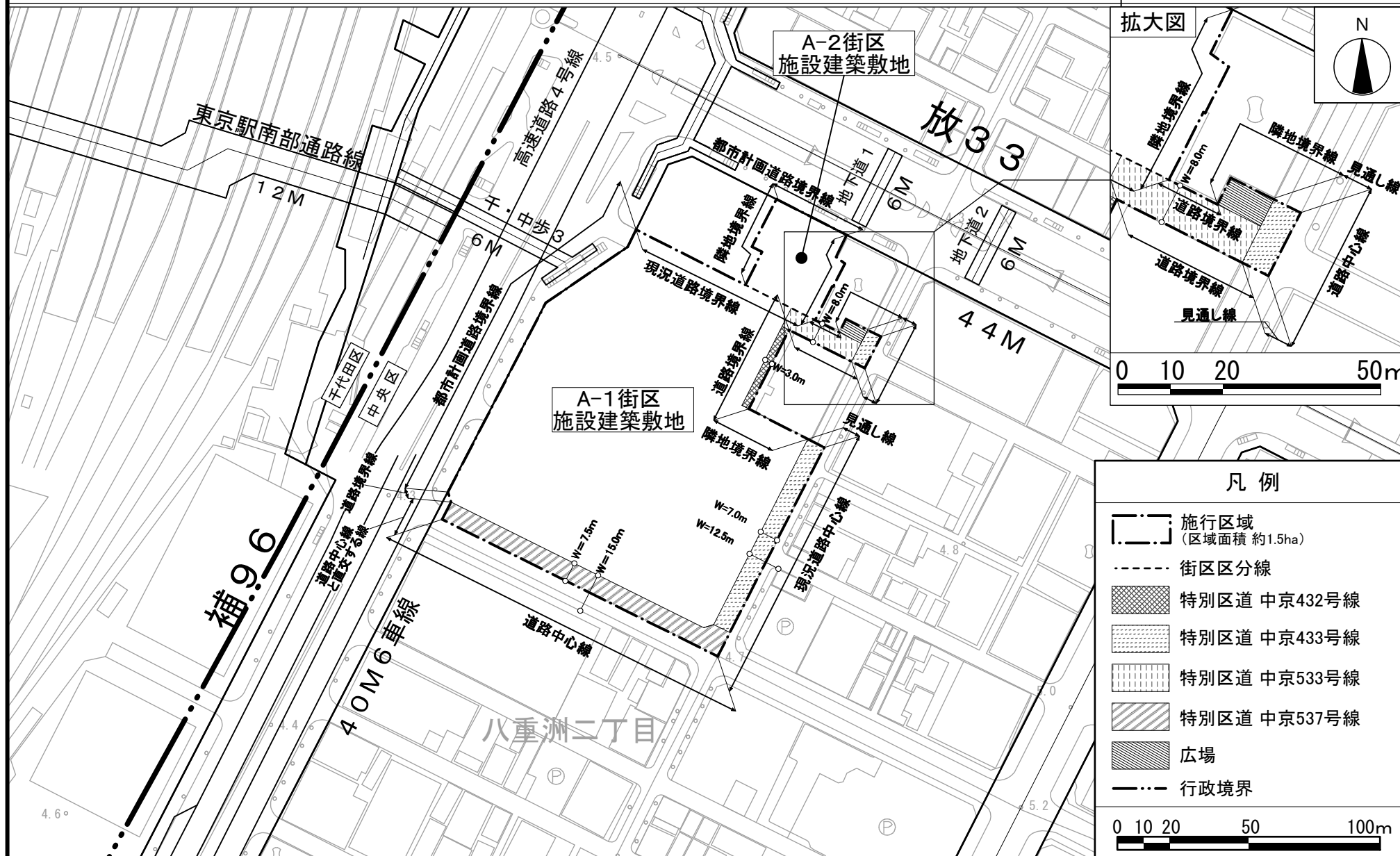
八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 計画図 1



東京都市計画第一種市街地再開発事業

(公共施設の配置及び地区の配置図)

八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 計画図 2



東京都市計画第一種市街地再開発事業
八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

(建築物の高さの限度)

